

## 物価高騰対策支援

# 個人市県民税の定額減税を実施

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分の個人市県民税の減税を実施します。

### ▼減税額

令和6年度個人市県民税について、納税義務者の所得割額から、以下の減税額の合計額を控除します。

▽本人 1万円

▽配偶者を含む扶養親族

(国外居住者を除く)

1人につき1万円

### ▼対象者

令和5年中の合計所得金額が1805万円以下の個人市県民税所得割の納税義務者  
※実施方法など詳しくは、市ホームページで確認してください。



▲市ホームページ

### 定額減税の恩恵が

受けられない方へ

### 定額減税補足給付金を支給します

物価高騰対策支援に係る定額減税の恩恵が十分に受けられないと見込まれる方には、調整給付金として差額を給付します。

### ▼給付額

納税義務者および配偶者を含めた扶養親族の数に基づき次の計算式で算出した額

給付額Ⅱ①+②の合算額

※万円単位に切り上げ

①所得税分定額減税可能額

〔3万円×(本人+扶養親族数)〕

Ⅰ令和6年分推計所得税額

※Ⅱ所得税分控除不足額

②個人市県民税所得割分定額減税可能額

〔1万円×(本人+扶養親族数)〕

Ⅰ令和6年度分個人市県民税所得割額Ⅱ個人市県民税分控除不足額

※令和5年分所得税額を用い

て令和6年分を推計します。

### ▼対象者

定額減税の対象者で、定額減税額が所得割額を上回ると見込まれる方(対象世帯には、市から確認書を送付します)  
※詳しくは、市ホームページで確認してください。

### 《問合せ》

定額減税に関すること

税務課 ☎21-9045

定額減税補足給付金に関する

こと

社会福祉課(給付金担当窓口)

☎21-9005



## 住民税非課税世帯などに

# 生活支援給付金を

## 支給します

エネルギー・食料品価格などの物価高騰で家計への負担が増えています。特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに生活支援給付金を支給します。

### ▼対象者

2024年度に新たに住民税非課税となる世帯または24年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯

### ▼支給額

1世帯につき10万円

18歳以下の子どもがいる場合、子ども一人につき5万円を追加支給

### ▼基準日

6月3日(月)

### ▼支給時期

7月下旬以降(予定)

※対象世帯には市から確認書を発送する予定です。

価格高騰生活支援給付金

(2023年7月～24年4月

に1世帯当たり3万円と7万

円を支給)および住民税均

割のみ課税世帯生活支援給

付金(2024年4月～7月に

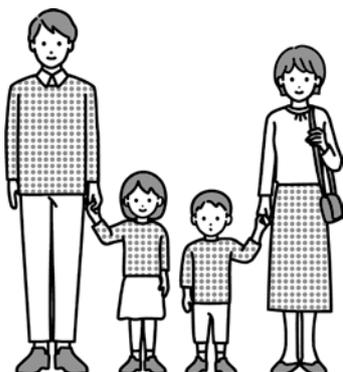
1世帯当たり10万円を支給)

の支給対象世帯は上記の給付

金の対象世帯になりません。

《問合せ》社会福祉課(給付金

担当窓口) ☎21-9005



# 共生社会の実現に向けて

## 「障害者差別解消法」

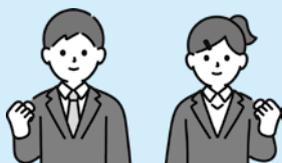
障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人に対する合理的配慮の提供を求めることなどを通じて、共に生きる社会の実現を目指しています。

この法律における障害者とは、障害者手帳を持っている人だけではなく、難病の方や、心や体の働きに障害があり、社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に制限を受けている人全てです。

### 「不当な差別的取扱い」の禁止

正当な理由なく「障害がある」という理由だけでサービスの提供を拒否したり、サービスを提供する場合や時間を制限するなど「障害のない人と異なる取扱い」をして障害のある人へ不利に扱うことのないようにしなければなりません。

正当な理由があると判断される場合は、その理由を丁寧に説明し、理解を得るように努めることが大切です。



### 合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための申し出があったときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

障害のある人からの申し出への対応が難しい場合でも、双方が持っている情報や意見を伝え合うことで、実現可能な手段を見つづけることもあります。



《問合せ》 社会福祉課 ☎2417033

### 例えば

- ・保護者、介助者がいないからと一律に入店を断らない
- ・障害のある人向けの物件はないといった対応をしない
- ・高い場所にある商品を代わりに取って渡す
- ・本人の意思を確認しながら書類の記入やタッチパネル操作などを代行する



### 第21回 この暑さは特別なの？

脱炭素を推進するため、身近な環境問題と家庭でできるエコ活動を紹介します。

《問合せ》 コウノトリ共生課 脱炭素推進室

☎21-9136

### 無理なくできるエコなこと

SNSでは、ちょっとしたエコな行動がたくさん発信されています。

「日が差す日中を避け、朝の涼しい時間を有効に活用する」「冷房は地域でも家の中でもできるだけ1カ所でシェアする」「冷たい水道水を溜めて足を冷やす」など、暑さを我慢するのではなく、発想を変えて無理をせずにできるエコな行動がたくさんあります。

皆さんが少しでも多くエコな行動を知り、エコな行動を数多く積み上げていくことこそが、地球や未来を守ることにつながります。

一人でも多くの方がエコな行動を積み重ねてくれることを心から願っています。

(NPO法人暮らしのエコをすすめる但馬の会)

答えは「いいえ」です。国連のグテーレス事務総長は、昨年7月に「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と発言し、危機感を示しました。世界各地で7月の平均気温が過去最高を更新し、熱波や干ばつなどの被害が拡大しています。気象庁は今年も暑い夏になると予測されています。これらの現象は偶然や確率のものではなく、世界中の科学者が警鐘を鳴らすとおりになっています。

### 少しいエコの積み重ねを

「地球沸騰化」を食い止めるには、何をすればいいのでしょうか？ 大切なことは、一人一人が環境意識を持ち、生活における選択や行動を少しエコに変えることを、毎日コツコツとやり続けるということです。